

目標4 居心地が良く、住みたい、住み続けたいとなる景観形成

■基本方針9 住み心地の良い住宅地の景観形成

身近な生活環境を居心地の良いもの、住みよいものにしていくことが景観づくりの第一歩です。地域特性や住宅特性を踏まえて、多くの人々が住みたい、住み続けたいとなる住環境やまち並みを備えた住宅地づくりを進め、住民が愛着と誇りを持てる住宅地の個性と魅力を育てた上で、それを保全、継承していくことが重要です。

また、農地などの緑が多く、ゆとりある住宅地がある一方で、道路が狭く交通安全上や防災上課題のある住宅地もあります。また、府中駅を中心とする幹線道路沿いには、中高層のマンションの立地が進み、新しい景観が形成されつつあります。こうした住宅地の地域特性や住宅特性を踏まえ、建築物や附属設備等の色彩や形態、敷地の緑化等の景観誘導を図ります。

また、近年、技術革新により「光や動きがある広告物」の普及が進んでいますが、一方で、「光害（ひかりがい）」と呼ばれる過剰な照明は、周辺環境へ悪影響を及ぼすことから、周辺の夜間景観との関係に配慮した、適切な明るさや照明方式が求められています。

施策20 住宅地の緑を保全・活用する。

- 大木や既存樹木・樹林の保全、さらに、ブロック塀等の生け垣への変更やベランダの緑化を進め、緑を多く感じられる住宅地の景観づくりを進めます。
- 住宅団地の建て替えや集合住宅の建設及び増改築に当たっては、既存樹木・樹林の保全に努め、接道部分を緑化し、緑地や地域との触れ合いの空間として整備します。
- 駅周辺等では、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の抑制に向けた取組として、地上部の緑を確保した上で、壁面緑化や屋上緑化も推進します。
- 景観協定や緑地協定等の市民や事業者が主体となった緑の維持管理を促進するとともに、都市緑地法による緑の維持管理の支援についても検討します。
- 市民が主体となった個性豊かな緑のまちづくりを促すため、個人の庭を一般公開するオープンガーデン等の取組の推進や、支援策等を検討します。
- 住宅地内の公園・広場や街路樹などの公共の緑についても、地域住民との協働による維持管理を促進し、住民のまちへの愛着を育む緑化を進めます。

施策21 美しく住み心地の良い住宅地を保全・創出する。

- 景観協定等を積極的に活用し、住民が主体的に美しく良好な住宅地景観を維持・保全する取組を促進します。
- 住宅地開発に際しては、ゆとりのある宅地形成や既存の緑の保全を含む十分な緑化、無電柱化、建築物や附属設備等の色彩や形態、垣や柵の調和等により、美しく住み心地の良い住宅地の保全・創出を誘導します。

- 住宅の建築や増改築に当たっては、既存樹木・樹林の保全、敷地内の緑化や、建築物等の色彩や形態の誘導などにより、住み心地の良い景観を形成します。
- 住宅地の照明や街路灯は、防犯上の観点からの適切な照度確保を図るとともに、「光害」を引き起こす過剰な明かりを避け、まち並みや住環境に十分配慮した照明計画を誘導します。
- 市民や事業者が主体となった、個性豊かな緑化や景観形成への取組を促進するため、意識啓発や支援策を検討します。
- 地域コミュニティの活性化として、既存住宅や空き家の利活用を支援する仕組みの構築に向け、様々な手法を検討します。
- 工事現場の仮囲い、資材置場、駐車場等については、一時的なものと捉えず、景観の一部を構成するものとして、周囲の景観との調和を図るよう誘導します。

施策 22 新たな広告形態や照明について適正に誘導する。

- 過度に明るく照らすことを控え、夜間のにぎわい、空間演出に貢献するよう、周辺の環境、まち並みと調和した表現とします。
- 大型ビジョン等に映像を表示するデジタルサイネージは、輝度が高く面積が大きいものが多く、周辺に与える影響が大きいことから、設置する場合には、設置場所や表現の内容・方法について、まち並みと調和したものに誘導します。
- 建物の壁面等を利用したプロジェクションマッピングや、空中に立体的な映像を表示する空間投影等が広告としても活用されるようになっていきます。これらの広告物は、動きや音を伴う大規模な映像を表示することができ、周辺への影響が大きいいため、実施する場合には、表現内容や表現方法について、歩行者の安全性等周辺の環境に十分配慮されたものとなるよう誘導します。

■照明を用いた屋外広告物の配慮事項

【過度な照明を控える】

- ・光源が点滅するもの（回転するものや動きを伴うものを含める。）の使用は控える。
- ・強い光の点滅で人目を引くものとししない。
- ・深夜は照度、輝度を落とし、消灯するなど、光が周囲に与える影響に配慮する。
- ・低層部では、街路灯や建築物の照明と併せて、歩行空間の雰囲気づくりに配慮する。

【地域特性に調和した照明とする】

- ・景観形成推進地区や住居系地域では、夜間の照度、輝度を控える。
- ・景観形成推進地区や住居系地域では、発光面を小さくし、必要以上に明るい光源としない。
- ・景観形成推進地区や住居系地域では、電球色の光源を使用し、温かみのある照明とする。
- ・景観形成推進地区や住居系地域では、デジタルサイネージの設置は控える。

【デジタルサイネージ】

- ・自動車や自転車の運転者の視線や交通信号、交通標識が保護されるよう、派手な色彩や点滅、変化の激しい動画は避ける。
- ・夜間は輝度を落とす等、周辺の明るさに応じて、輝度を調整する。

■基本方針 10 地域の公共施設を核とした親しみのある景観形成

公共施設は多くの人々が利用するため、規模や範囲が大きくなる場合が多く、ランドマークや背景となり、景観に大きな影響を与えます。これらは、魅力的な景観づくりに寄与し、施設そのものだけではなく、地域や府中市全体のイメージを高めることもできます。

施設の建て替えや増改築等の更新に際しては、地域に開かれた交流の拠点となる施設づくりを目指していくことから、この機会を捉えて、計画づくりの段階から周囲の住民の意見やアイデアを十分に取り入れた施設整備を行います。

施策 23 地域になじみ、シンボルとなる魅力的な公共施設の景観をつくる。

- 公共施設の良好な景観形成の実現のため、府中市公共施設景観整備方針を策定します。
- 公共施設の更新の際には、地域の歴史や文化、周辺の景観特性や環境に配慮し、既存樹木の保存を図るなど、地域の自然を積極的に取り入れ、これまで地域で形成されてきた景観になじませていくことを基本として、民間施設を先導する景観形成を図ります。
- 市のシンボルとなる主要な公共施設は、景観上の重要性を踏まえた十分な調整・検討を行い、地域の魅力的な景観形成を図ります。

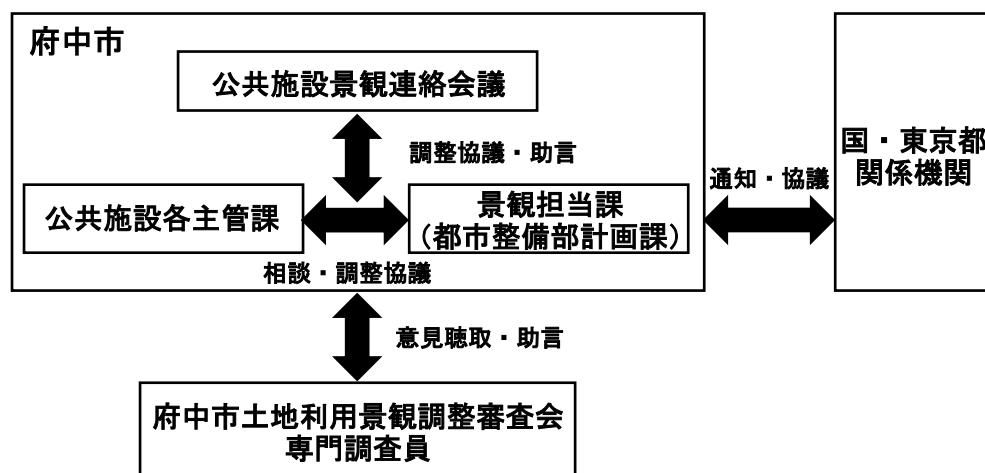
■公共施設の景観形成体制

市の公共施設の整備に当たっては、各主管課が中心となって景観デザインの検討を進め、公共施設景観連絡会議に諮ることで、主管課と関連各課、景観担当課との調整・協議を実施しています。また、大規模開発事業に当たる案件については、府中市土地利用景観調整審査会の意見及び市民・周辺住民の意見を聴取しながら、調整・協議を進めています。

今後は、大規模開発事業に該当しない案件においても、専門家からの意見や助言を踏まえた景観面の質の向上を図ります。また、民間事業者との協働で実施する事業では、公共施設景観整備方針に基づき、事業に求められる景観面での配慮や方針をあらかじめ整理し、事業者の選定にいかします。

なお、事業者の選定過程において、指名競争入札以外にもプロポーザル・設計競技等を活用し、質の高いデザインや創意工夫等を得られるよう努めます。また、国や東京都等の公共施設の整備に当たっては、景観法第16条第5項及び第6項に基づく通知・協議制度等を活用して協議を行い、公共施設景観整備方針に基づいた先導的な景観形成を推進します。

■府中市における公共施設の景観検討体制



施策 24 地域住民が愛着を持つ、親しみのある景観をつくる。

- 市民から愛される公共施設を整備していくことにより、それらが後世に引き継がれ、市の景観資源となるよう努めます。
- 派手な装飾等による過度な景観配慮をするのではなく、地域になじむ普遍的で洗練されたデザイン等を用いることで、施設の機能を発揮し、市民が利用しやすく、将来にわたって維持・管理のしやすいものとなるよう努めます。
- 公共施設の計画や事業の際には、関係する地区住民を始めとする市民の意見を反映し、地域にふさわしい景観づくりを目指します。
- 地域の歴史的・文化的価値を有する樹林や、生き物の生息・生育地として重要な樹林、市民に公開することが可能な屋敷林などについては、民有地のまま緑地として地域に公開する市民緑地制度等による保全・活用を図ります。